

公募報告1（現地発表）

報告者：片岡 弘（麻布台片岡法律経済事務所（弁護士）/情報セキュリティ大学院大学（博士後期課程））

タイトル：「諸外国におけるデータローカライゼーション措置に対する米国ディスカバリの越境的適用をめぐる諸問題とデータの越境流通に関する「日本モデル」の方向性」

情報通信技術の発展に伴い、国境を越える証拠（情報）収集の手段として米国ディスカバリの越境的適用が拡大したが、他方で、諸外国におけるデータローカライゼーション措置やデータの越境移転規制が拡大・強化され、米国ディスカバリとの「衝突」（conflict）が生じるようになった。そのため、米国と諸外国との間の調整が必要になっているが、最近では、電子商取引に関する地域貿易協定において、データの越境流通の在り方が議論され、データローカライゼーション措置の禁止のほか、司法手続におけるデータの越境的開示や対象データの保護について規定するものも見られるようになっている。

日本は、DFFT（Data Free Flow with Trust）の提唱者及びWTO電子商取引共同声明イニシアティブの共同議長国として、データの越境流通に関する国際的コンセンサスの成立を目指す役割を担っているが、WTOにおける交渉は主要国のスタンスの違いにより難航している。また、日本は、TPP協定から米国が離脱した後にCPTPP協定発効のためにリーダーシップを発揮したものの、その後、日EU・EPA（EUモデル）、日米デジタル貿易協定（米国モデル）、RCEP協定（中国モデル）など、それぞれモデル（規定内容）の異なる経済連携協定を締結するに至ったことから、今後の国際フォーラムにおける議論の中では、それらのモデルの間でどのように整合性を図るのが課題となる。

司法手続の関係では、現下の状況を考慮すれば、国境を越えた証拠（情報）収集の円滑化のための国際協力の実現に向けて、諸外国におけるデータローカライゼーション措置の拡大を抑止するとともに、米国ディスカバリの越境的適用を合理的範囲に制限することにより、関係国の間での調整を図る必要があるものと思われる。そのため、日本は、国内において証拠（情報）収集に関する国際協力のための情報法制面での対応を進めるとともに、国際フォーラムにおいて簡明な基本原則を取り入れた実効性のある「日本モデル」を示すことにより、WTO加盟の国・地域の理解を得て、データの越境流通に関する国際的コンセンサスの成立を図らなければならない。